

亀山市告示第178号

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱（平成23年亀山市告示第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1 資産証明関係の部台帳登録登記事項証明書の項を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。